

仙台市職員間伝承 eラーニング 「罹災証明」



仙台市まちづくり政策局
防災環境都市推進室

(発行日：2022年11月 改訂日：2025年10月)

クリックで次に進みます

ガイダンス



本資料では、東日本大震災の教訓を踏まえた本市の罹災証明書発行業務を学びます。

資料の流れは次のとおりです。

- ・ セクション1 『災害の教訓』
(東日本大震災で起きたこととそこからの教訓)
- ・ セクション2 『罹災証明書発行業務の概要』
- ・ セクション3 『罹災証明書発行業務における留意事項』
- ・ セクション4 『学びの振り返り』

※ 仙台市では、罹災証明書の交付が法令で義務付けられた平成25年6月の「災害対策基本法」の改正の前後で、
「罹災（り災）証明書」の表記を使い分けております。

り災証明書…平成25年6月の「災害対策基本法」の**改正前**に発行したもの

罹災証明書…平成25年6月の「災害対策基本法」の**改正後**に発行したもの

災害の教訓



ここからは、東日本大震災より前の状況や震災でどのようなことが発生したかを振り返りながら、そこから得られた教訓について学びます。

【東日本大震災より前の状況】

- ◆ 多くの支援制度は、建物のり災証明の結果に基づいていました。
- ◆ り災証明書は、法令上明示的な位置づけはなされておらず、地方自治法第2条に定める自治事務*と位置づけられていました。
 - * 地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のもの。
- ◆ り災証明に係る事務は各区役所及び総合支所が担当することになっておりました。

次のページに続く

災害の教訓



【東日本大震災で起きたこと】

- ◆ 災害（地震）による損害割合が50%で再建可能な住家も、津波により完全に流出した住家も、同じ全壊扱いとなり、支援によっては同程度の支援内容となりました。
- ◆ 家屋修繕の際、同じ損壊程度でも津波被害（塩害）を受けた家屋の方が修繕費用がかかりますが、被害認定でその違いは反映されませんでした。
- ◆ り災（罹災）証明は、**建物以外の被害実態を反映するものではない**ため、各被災者の被害実態と支援のレベルにミスマッチが生じました。
- ◆ 区役所及び総合支所の人員は避難所運営等にもあたっており、り災（罹災）証明書等の発行に**必要な人的・物的資源が足りず、発行の遅滞などの課題**が生じました。



り災証明申請手続きを待つ市民
(H23.6 宮城野区役所)



災害の教訓



Question 1

東日本大震災で起きたことから、本市はどのような教訓を得たのでしょうか？
次の2つから選んでください。

- ① 住家等の被害認定及び支援を速やかに行うためには、災害の規模や態様に関わらず、同一の認定基準、支援制度で運用する必要がある。
- ② 災害の規模や態様によっては、罹災証明によらない被害の実態に見合った支援制度とそれに応じた認定要件を設ける必要がある。

災害の教訓



Question 1

東日本大震災で起きたことから、本市はどのような教訓を得たのでしょうか？
次の2つから選んでください。

- ① 住家等の被害認定及び支援を速やかに行うためには、災害の規模や態様に関わらず、同一の認定基準、支援制度で運用する必要がある。



- ② 災害の規模や態様によっては、罹災証明によらない被害の実態に見合った支援制度とそれに応じた認定要件を設ける必要がある。

※ 支援を速やかに行うだけでなく、②のとおり、被災者の被害状況に応じた支援が求められます。

災害の教訓



Question2

東日本大震災の教訓を踏まえた罹災証明発行業務について、適切に説明しているのはどちらでしょうか？

次の2つから選んでください。

- ① 罹災証明に係る業務を区役所及び総合支所で行うことは、人員不足により速やかな事務執行が難しいため、罹災証明等事務に係る執行体制を見直した。
- ② 罹災証明に係る業務は、地域住民のことをよく知る区役所及び総合支所で行うことが地域住民の安心につながるため、引き続き区役所及び総合支所で行うこととした。

災害の教訓



Question2

東日本大震災の教訓を踏まえた罹災証明発行業務について、適切に説明しているのはどちらでしょうか？

次の2つから選んでください。



① 罹災証明に係る業務を区役所及び総合支所で行うことは、人員不足により速やかな事務執行が難しいため、罹災証明等事務に係る執行体制を見直した。

② 罹災証明に係る業務は、地域住民のことをよく知る区役所及び総合支所で行うことが地域住民の安心につながるため、引き続き区役所及び総合支所で行うこととした。

※ 特定の部署に業務が集中しないよう、執行体制や応援体制の見直し等が必要になる場合があります。



次のセクション2では、罹災証明書発行業務の概要について学びます。

罹災証明書発行業務の概要



その1 罹災（届出）証明書発行業務とは

大事なポイントを押さえましょう

- 
- ☑ 東日本大震災後に改正した「災害対策基本法（H25.6改正）」により、被災者から申請があった時は「**罹災証明書**」の交付が義務づけられています。
 - ☑ 「災害対策基本法（H25.6改正）」に基づき、本市では下記要綱、要領を定めております。
 - ・ 仙台市罹災証明等取扱要綱（H28.3.1施行）
 - ・ 仙台市罹災証明等事務取扱要領（H28.3.1施行）

次のページに続く

罹災証明書発行業務の概要



その1 罹災（届出）証明書発行業務とは

大事なポイントを押さえましょう

☑ 要綱、要領で定める罹災証明は次の通りとなります。

- 罹災証明書** … 固定資産税の家屋として課税客体となる「住家等」に対して「どの程度被害があったか」を証明するもの。
 申請受付後、「研修を受けた市区町村の職員等」が「**建物被害認定調査**」を実施し、建物の損傷内容に基づき「被害の程度」を認定した上で発行される。
- 罹災届出証明書**… 「住家等以外の不動産または動産」（例えば家財道具等）に関する被害の届出があったこと及び「罹災証明書」の交付申請を受け付けたことを仙台市が証明するもの。「罹災証明書」とは**全く別の証明書で被害程度の調査は行わない**。

証明書の発行対象	発行する証明書	証明書の発行方法等
被害を受けた住家等	罹災証明書	申請受付後、被害を受けた建物の調査を実施し、調査時において目視で確認できた建物の損傷内容に基づき「被害の程度」を認定した上で発行
被害を受けた住家等以外の不動産 又は動産（自動車・家財等）	罹災届出証明書	申請を受け付けた各区役所・各総合支所にて、直ちに発行

罹災証明書発行業務の概要



その2 罹災（届出）証明書に係る本市の担当部署の役割

大事なポイントを押さえましょう

罹災証明等事務に係る本市の執行体制は次のとおりです。

所管事務		担当部局
事務総括		危機管理局
火災に係る罹災証明		消防局
火災以外の災害に係る 罹災証明	申請受付等	各区役所及び総合支所
	調査及び罹災証明書の 発行等	財政局
罹災届出証明書の発行等		各区役所及び総合支所

※ 本テキストでは、「火災以外の災害に係る罹災証明」について説明しています。火災によるものについては、各消防署での対応となります。

※ 被害の大きさや申請数の多さにより、担当部署だけでの対応が困難な場合には、全庁的な応援により、人員体制の確保を行うこととなります。



罹災証明書発行業務の概要

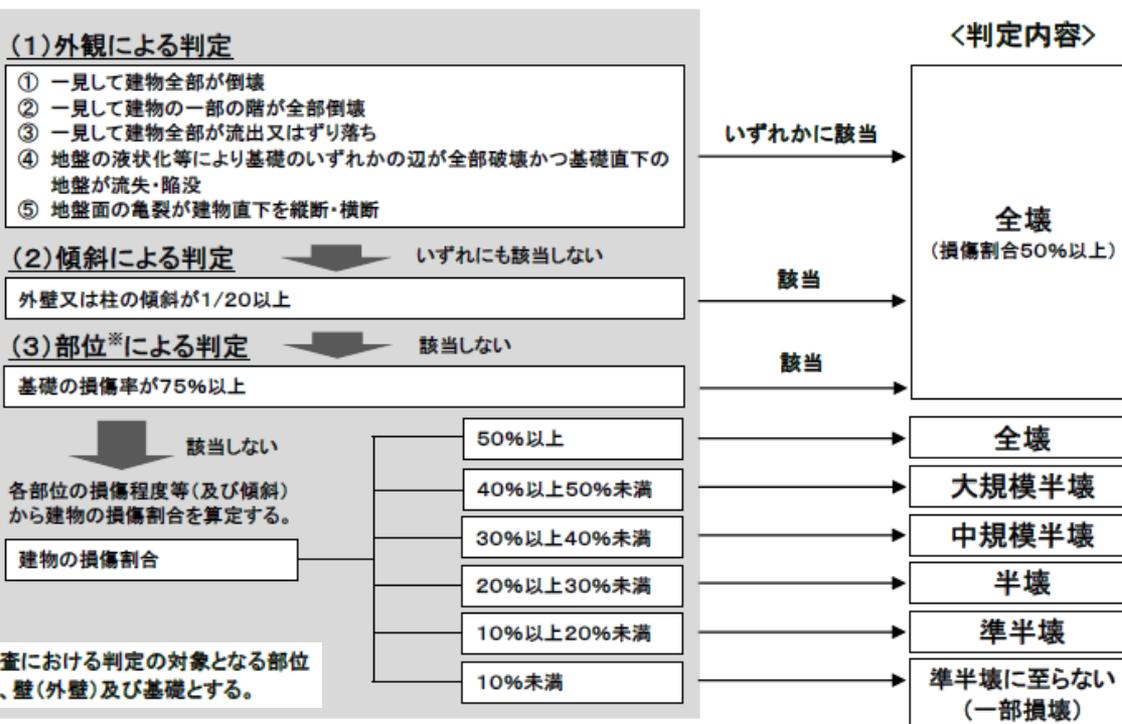
その3 「罹災証明書の被害認定」について

大事なポイントを押さえましょう

【第1次調査】 ※下記は、地震による被害（木造プレハブ）の例になります。
災害の種類・建物の種類によって判定方法は異なります。

☑ 外観調査のみとなり、申請者の立ち会いは不要です。

被害の程度は6種類（「全壊」>「大規模半壊」>「中規模半壊」>「半壊」>「準半壊」>「準半壊に至らない（一部損壊）」）に分けられます。





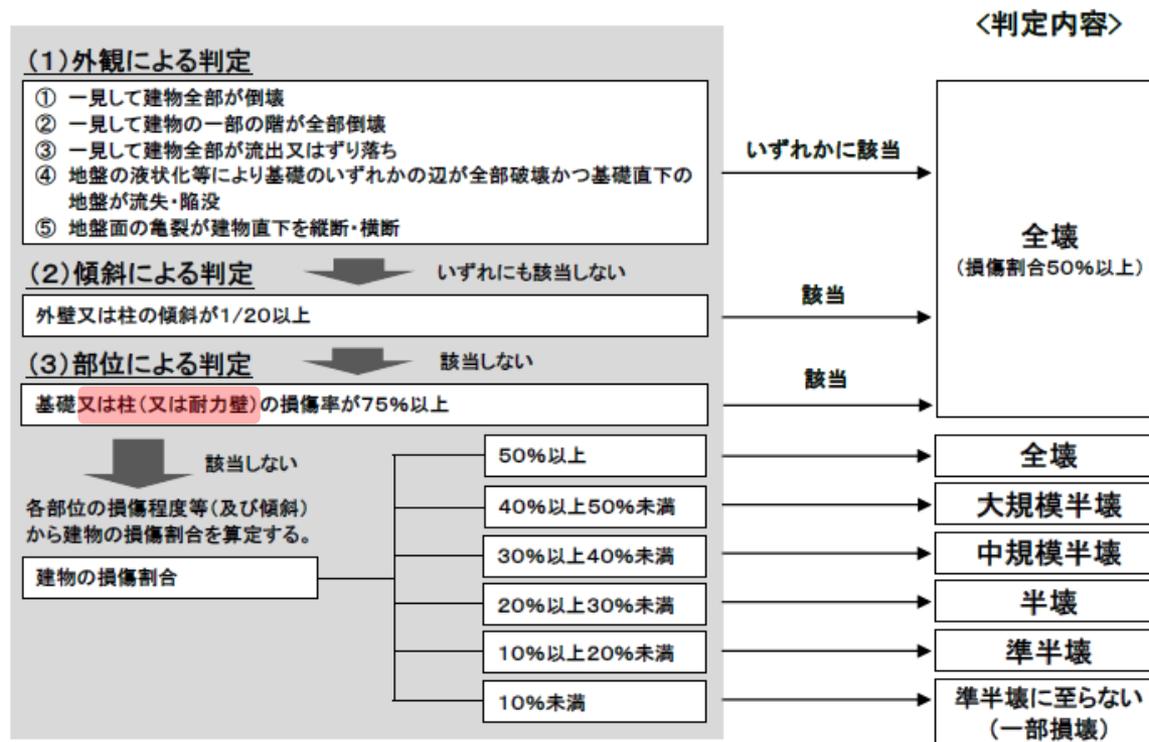
罹災証明書発行業務の概要

その3 「罹災証明書の被害認定」について

大事なポイントを押さえましょう

【第2次調査】 ※下記は、地震による被害（木造プレハブ）の例になります。
災害の種類・建物の種類によって判定方法は異なります。

- ☑ 1次調査の結果に疑義等の申出があった場合に行います。
建物内部も調査するため、**申請者の立ち会いが必要**になります。



罹災証明書発行業務の概要



その3 「罹災証明書の被害認定」について

大事なポイントを押さえましょう

☑ 東日本大震災以降の発行実績です。適時、被害判定の区分等の見直しが入っています。被害が軽微であっても、申請や発行件数が多いのが最近の特徴です。

【平成23年3月 東日本大震災】

(単位：件)

全壊 50%以上	大規模半壊 40-50%未満	半壊 20-40%未満	一部損壊 20%未満	合計
30,034	27,016	82,593	116,046	255,689

【令和元年10月 令和元年東日本台風（台風第19号）】

全壊 50%以上	大規模半壊 40-50%未満	半壊 20-40%未満	準半壊 10-20%未満	一部損壊 10%未満	合計
3	0	4	64	2,002	2,073

【令和3年2月 福島県沖地震、3月 宮城県沖地震】

全壊 50%以上	大規模半壊 40-50%未満	中規模半壊 30-40%未満	半壊 20-30%未満	準半壊 10-20%未満	一部損壊 10%未満	合計
2	0	0	3	132	8,206	8,343

【令和4年3月 福島県沖地震】 ※令和4年6月17日時点

全壊 50%以上	大規模半壊 40-50%未満	中規模半壊 30-40%未満	半壊 20-30%未満	準半壊 10-20%未満	一部損壊 10%未満	合計
5	1	4	13	647	13,033	13,703



罹災証明書発行業務における留意事項



これまでのスライドで本市の罹災証明書発行業務の概要を説明しました。

セクション3では、実際の現場ではどのような課題があったのか、東日本大震災の事例を参考に発行業務上の留意事項を学びます。



罹災証明書発行業務における留意事項

ポイント1：り災（罹災）証明書と各種支援制度の関係

大事なポイントを押さえましょう



【東日本大震災発災時のルール】

- ☑ り災証明は地方自治法第2条に定める自治事務という位置づけであり、法令上明示的な位置づけではありませんでした。

【東日本大震災発災時の状況】

- ☑ 各種支援制度の大多数で、り災（届出）証明書の提示を求められたため、膨大な件数の発行を行いました。（り災証明書:約25.5万件、り災届出証明書:約56.2万件）特に高速道路の無料開放の条件となった後は、申請数が著しく増加しました。
- ☑ 発災から約2年後の平成25年6月に「災害対策基本法」が改正され、被災者から申請があった時は「罹災証明書」の交付が義務づけられました。

【ポイント】

- ☑ 震災時、り災（届出）証明書と各種支援制度との関連を整理するように国に対する要望等を実施しました。
- ☑ 本市独自の支援制度等を創設する際、その適用条件に罹災（届出）証明書が本当に必要であるかどうか、慎重に検討することが求められます。

第1号様式
交付番号

罹災（届出）証明申請書
年 月 日

(所在地) 仙 台 市 長

申請者 氏名	フリガナ	住所 市区	申請書の 送付先
住所		住所	
申請者との 関係	□配偶者 □同居の親族(※)	□二親等内の親族(※)	□その他

次記の表のとおり、罹災したことを届けます。

1 罹災場所	別荘等、.....区.....
2 罹災原因区.....
3 罹災被害区.....
4 罹災被害の状況区.....
5 罹災証明書の交付区.....

----- 罹災届出証明書 -----

上記の表のとおり、災害により住宅等内外の不動産又は動産に係る被害を生じた届出があることと、この証明書の交付に必要書類を交付したことを証明します。

なお、この証明は、民事上の権利関係に効力を有するものではありません。

年 月 日
仙 台 市 長

罹災（届出）証明申請書

罹災証明書発行業務における留意事項



ポイント2：災害規模に応じた発行体制

大事なポイントを押さえましょう

【東日本大震災発災時のルール】

- ☑ り災（届出）証明書等に係る事務は、各区役所及び総合支所が担当することとされていました。

【東日本大震災発災時の状況】

- ☑ 被害認定調査は2人1組を基本としましたが、担当課では人員が足りませんでした。庁内各局や他都市からの職員のほか、国税や県税職員等にも応援を要請し、ピーク時は最大86組で調査を行いました。
- ☑ 各区役所及び総合支所では避難所運営や被災者対応等も抱えていることから、平成24～25年度にかけて体制を見直し、各区役所及び総合支所から本庁へ税務部門が集約されたことに合わせて、り災（罹災）証明書に係る調査及び発行等は財政局が担当することになりました。

【ポイント】

- ☑ 震災後、災害の規模に応じた配備態勢や他部局・外部への応援の要請及び受け入れ体制等を「仙台市罹災証明等事務マニュアル」として整理しておりますので確認しましょう。
- ☑ 罹災（届出）証明書等に携わる職員に向け、受付事務や被害認定調査に係る研修等を実施しております。積極的に参加し災害に備えておくことも大切です。





学びの振り返り

大事なポイントを押さえましょう

それでは、今回学んだポイントを振り返ります。

- ☑ 東日本大震災後、「罹災証明書」は、「災害対策基本法（H25.6改正）」により被災者から申請があれば、その交付が義務づけられた。
- ☑ 本市での「罹災証明書」の取扱いは「仙台市罹災証明等取扱要綱」、「仙台市罹災証明等事務取扱要領」で定められている。
- ☑ 「罹災証明書」は、「住家等」に対して「どの程度被害があったか」を証明するものであり、罹災証明に係る調査や発行等は財政局が担当する。
- ☑ 火災に係る罹災証明書は消防局が担当する。
- ☑ 「罹災届出証明書」は、「住家等以外の不動産または動産」に関する被害の届出があったこと及び「罹災証明書」の交付申請を受け付けたことを仙台市が証明するものであり、「罹災証明書」とは意義が全く異なる書類である。受付及び発行等は、各区役所及び総合支所が担当する。
- ☑ 災害の規模によっては、広域（庁内他部局や他自治体等）支援を求める必要があることから、支援職員の受け入れ等体制（所要人員の把握・宿舎の確保・配置方法等）の整理を行った。
- ☑ 災害の規模や態様によっては、罹災証明によらない被害の実態に見合った支援制度とそれに応じた認定要件を設ける必要がある。



本編は以上で終了です

それでは最後に

「東日本大震災クラスの災害はもう起きない」

とっていませんか？

東日本大震災は想定をはるかに超えて起こりました

災害は今後も発生するものと認識した上で

今回学んだことから

新たな災害への対応などに活かせるところがないか

考えてみましょう！

